



**乳幼児用テーブル取付け式座席
の認定基準及び基準確認方法**

(公開用)

乳幼児用テーブル取付け式座席専門部会専門委員名簿

(50音順・敬称略)

	氏名	所属
(部会長)	坂田種男	坂田研究室
(委員)	伊東依久子	消費科学連合会
	甲斐麗子	主婦連合会
	加藤忠明	日本総合愛育研究所
	川嶋信之	通商産業省産業政策局消費経済課消費者用製品指導室
	菊地照雄	日本チェーンストア協会
	木村清	有限会社木村製作所
	佐々木稔	全国児童乗物団体連合会
	佐藤幸夫	株式会社ニューファイン
	高松明	通商産業省生活産業局日用品課
	田中芳雄	製品安全協会
	地崎修	工業技術院標準部繊維化学規格課
	長崎和子	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
	細井信明	株式会社細井商店
	松岡寿人	財団法人日本文化用品安全試験所
	三上光芳	株式会社東京乗物
	水野英子	全国地域婦人団体連絡協議会
	村橋一夫	株式会社コスガ
	室伏康紀	有限会社ヤトミ産業
	山田恭子	株式会社ファイントレーディング
	渡邊隆	横浜国立大学
	渡辺義生	通商産業検査所商品テスト部安全監督課

(事務局) 一般財団法人製品安全協会 業務グループ

住所：110-0012 東京都台東区竜泉 2-20-2 ミサワホームズ三ノ輪 2階

電話：03-5808-3302

FAX：03-5808-3305

乳幼児用テーブル取付け式座席の認定基準及び基準確認方法

1. 基準の目的

この基準は、乳幼児用テーブル取付け式座席の安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項について定め、一般消費者の身体に対する危害防止及び生命の安全を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、標準として生後〇月以上〇月未満の乳幼児が座り、テーブルに取付けて主として食事をすることを目的として設計された脚部がない乳幼児用テーブル取付け式座席（以下「座席」という。）について適用する。

備考：この基準の中で{ }内の数値・単位も規格値であるが、平成11年10月1日以降は参考値とする。

3. 安全性品質

座席の安全性品質は、次のとおりとする。

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
1. 外観及び構造	<p>1. 座席の外観及び構造は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 仕上げは良好で、身体を傷つけるおそれのある割れ、ばり、まくれ、ささくれ、突起等がないこと。</p> <p>(2) 組立ては容易かつ確実にでき、組立てた座席各部には使用上支障のある緩み、がた、変形等がないこと。</p> <p>(3) 折り畳み部は円滑かつ確実に操作できること。</p> <p>(4) テーブルへの取付けは容易かつ確実にでき、使用上支障のあるがた等がなく、容易にテーブルから外れない固定具等を有すること。</p>	

	<p>(5) 使用中に容易に折り畳まれない構造を有すること。</p> <p>(6) 乳幼児を座った姿勢に確実に拘束できるシートベルト及び股ベルトを有すること。</p> <p>(7) 座席とテーブルとの間で手指を傷つけるおそれのない構造であること。</p> <p>(8) 縫製は適正であること。</p> <p>(9) 可動部は、身体及び衣服のはさみ込み等がない構造であること。</p>	
<p>2. 寸法</p>	<p>2. 座席の寸法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 乳幼児の手足が届く範囲に、○mm 以上○mm 未満のすき間がないこと。</p> <p>(2) シートベルトは、幅○mm 以上で長さの調節ができること。</p> <p>(3) 股ベルトの幅は、○mm 以上であること。</p>	
<p>3. 強度</p>	<p>3. 座席の強度は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 乳幼児が手でつかめる部品に○N { ○kgf }の荷重を加えたとき、外れないこと。</p> <p>ただし、○箇所に○操作以上の異なった作動機構を有するものは、この限りではない。</p>	

(2) ○cm の高さから自由落下させたとき、各部に異状が生じないこと。

(3) テーブルに取付けた後、座面に質量○kg のおもりを載せたとき、各部に異状が生じないこと。

(4) テーブルに取付けた後、座面に質量○kg のおもりを置き、○N { ○kgf }の後方荷重を加え、質量○kg の砂袋を座面に○mm の高さから○回落下させたとき、○mm 以上のずれ及び各部に異状が生じないこと。

図 1

(5) シートベルトにON { ○ kgf }の荷重を加えたとき、各部に異状が生じないこと。

(6) シートベルトに長手方向へON { ○kgf }の荷重を繰り返し○回加えたとき、バックル等の締付け部の緩み及び各部に異状が生じないこと。

<p>4. テーブルへの取付け性</p>	<p>(7) 股ベルトにON { ○ kgf }の荷重を繰り返し加え、その後ON { ○kgf }の荷重を加えたとき、各部に異状が生じないこと。</p> <p>4. テーブルに取付けた後、表1に示す質量のおもりを座面に置いて、対応する後方及び側方荷重をそれぞれ○秒間加えたとき、テーブルからの外れ及び各部に異状が生じないこと。</p> <p>表1、図6</p>	
----------------------	--	--

5. 材 料	<p>5.</p> <p>(1) 耐食性材料以外の金属材料は、防せい処理が施されていること。</p> <p>(2) 合成樹脂製品及び合成樹脂塗料を使用したものにあつては、食品衛生法に基づく昭和〇年厚生省告示第〇号第〇おもちゃの項の規定に適合していること。</p> <p>(3) 布等の繊維製品を使用したものにあつては、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく昭和〇年厚生省令第〇号第〇条別表第〇ホルムアルデヒドの項（出生後〇月以内の乳幼児用のもの）の規定に適合していること。</p>	
6. 付 属 品	6. 付属品がある場合は、安全性を損なわないこと。	

4. 表示及び取扱説明書

表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項 目	認 定 基 準	基準確認方法
1. 表 示	<p>1. 製品には、見やすい箇所に容易に消えない方法で、次の事項を表示すること。</p> <p>なお、一般消費者が容易に理解できるよう大きな文字で表示すること。</p> <p>(1) 申請者(製造業者、輸入業者等)の名称又はその略号。</p> <p>(2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号。</p> <p>(3) 次に示す趣旨の注意事項。</p> <p>(a) 「使用上の注意」</p> <p>(b) テーブル面がガラスのものや甲板が取り外せるもの、○本脚テーブル、小型・軽量のテーブル、折り畳み式テーブルの自在板、テーブルクロスや置きマット上では使用しないこと。</p> <p>(c) テーブル厚は、○○mm から○○mm まで(注2)のものを使用すること。</p> <p>(d) 標準として生後○月未満及び○月以上の乳幼児には使用しないこと。</p> <p>(e) 乳幼児を乗せる前にテーブルと座席の安定性を確認すること。</p>	<p>1. 目視及び触感により確認すること。専門用語等が使用されず、一般消費者が容易に理解できるものであるかを確認すること。</p> <p>なお、活字は○ポイント {文字の縦寸法○mm }以上の大きさであることを確認すること。ただし、(3)(a)の活字は、その他の文字より大きいことを確認すること。</p>

	<p>(f) 乳幼児の手足が届く範囲に座席を動かすことのできるものがないこと。</p> <p>(g) シートベルト、股ベルト、座席固定具を必ず使用すること。</p> <p>(h) 乳幼児を座面に立たせたり、座席の外に乗り出させたりしないこと。</p> <p>(i) 乳幼児を付き添いなしで置き去りにしたり目を離したりしないこと。</p> <p>(j) 取扱説明書を読んだから使用すること。</p> <p>(注2) 製造業者等が設定して明示すること。</p> <p>2. 取扱説明書</p> <p>2. 製品には、次の事項を明示した取扱説明書を添付すること。ただし、その製品に該当しない注意事項については、この限りではない</p> <p>なお、一般消費者が容易に理解できるよう図及び大きな文字で明示すること。</p> <p>(1) 製造業者、輸入業者又は販売業者等の名称、住所及び電話番号。</p> <p>(2) 取扱説明書を必ず読み、読んだ後保管すること。</p> <p>(3) 組立、手入れ、掃除、使用方法。</p>	<p>(g) 座席固定具については、固定具付近の見やすい箇所に表示されていることを確認すること。</p> <p>2. 専門用語等が使用されず、一般消費者が容易に理解できるものであるかを確認すること。</p> <p>なお、活字は○ポイント {文字の縦寸法 ○mm} 以上の大きさであることを確認すること。</p>
--	---	---

(4) 次に示す趣旨の注意事項。

使用に適さない以下のテーブルでは使用しないこと。

- (a) 不安定なテーブル（1本脚、小型、軽量、折り畳み式等）。
- (b) 壊れやすいテーブル（ガラス製等）。
- (c) テーブル面が滑りやすい材質のもの、テーブル面が動きやすいもの、乳幼児の足が床に届くテーブル（座卓等）。
- (d) テーブルクロス、置きマット等の上では使用しないこと。
- (e) テーブル厚は、〇〇mm から〇〇mm まで（注2）のものを使用すること。

使用前の注意事項。

- (f) 標準として生後〇月未満及び〇月以上の乳幼児には使用しないこと。
- (g) 適用年齢であっても、首が据わらない乳幼児、介助なしにまっすぐ座れない乳幼児には使用しないこと。

	<p>(h) 主として食事等の短時間の目的で使用するこ と。</p> <p>(i) 破損、故障等した状 態で使用しないこと。</p> <p>(j) 滑り止めキャップが 緩みやすくなったり、壊 れたり、摩耗したり、ひ び割れしたり等の異状が あるときは交換するこ と。</p> <p>(k) 滑り止めキャップや 金属部分に水分が残って いるとキャップの緩みや 腐食の原因となるので、 きれいに乾かした状態に してから組立てること。</p> <p>(l) 使用前に、滑り止め キャップが奥までしっか りはまっていますアームの がたがないことを確認す ること。</p> <p>(m) テーブル面、滑り止 めキャップは、きれいに 乾かした状態にしてから 使用し、使用中漏らした 場合はすぐに拭くこと。</p> <p>(n) 乳幼児を乗せる前に テーブルと座席の安定性 を確認すること。</p>	
--	--	--

	<p>(o) 座席の取付け位置は、左右方向においてテーブル端面から滑り止めキャップまでの距離が十分あること。</p> <p>(p) 座席の回りにいす等乳幼児の足掛かりとなるものや危険物を置かないこと。</p> <p>(q) 座席の取付け位置は、乳幼児の足掛かりとなるテーブルの一部がないこと。</p> <p>(r) 乳幼児の手の届くところに壁や家具等がないこと。</p> <p>(s) テーブルに座席を取付けた後、乳幼児を座席に座らせ、座席のアームとテーブル面との間にできるすき間で手をはさまないように注意すること。</p> <p>(t) アームが確実に奥まで差し込まれていることを確認してから使用すること。</p> <div data-bbox="434 1462 756 1543" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">使用上の注意事項。</div> <p>(u) シートベルト、股ベルト、固定具等を必ず使用すること。</p> <p>(v) 使用中に他の子供や動物を近づかせないようにすること。</p>	
--	--	--

	<p>(w) 使用中に乳幼児が座席を動かすことができる場合、使用を中止し点検すること。</p> <p>(x) 乳幼児を座面に立たせたり、座席の外に乗り出させたり、テーブルの上に身を乗り出させたりしないこと。</p> <p>(y) 乳幼児を付き添いなしで置き去りにしたり目を離したりしないこと。</p> <p>(z) 座席に乳幼児を乗せたまま移動しないこと。</p> <p>(5) SG 制度は、乳幼児用テーブル取付け式座席の欠陥によって発生した人身事故に対する制度である旨。</p>	
--	---	--

参 考 付 図

